

令和5年度県立リハビリテーションセンター事業(抜粋)

※項目番号は「取組方針『Ⅲ支援部門における事業の体系』」の番号に対応

リハビリテーションの基盤形成

①総合リハビリテーション推進会議の開催

リハビリテーションに関わる21機関・団体等で、総合リハビリテーションおよび地域リハビリテーションを推進する上での課題や課題解決に向けた具体的な方策の検討を行い、当センターの円滑かつ効果的な運営、事業展開に結び付けることを目的に開催
令和5年度より本会議は滋賀県リハビリテーション協議会の部会としても位置づけ

⑦回復期リハビリテーション医療地域連携拠点強化事業 ※医療介護総合確保基金にて実施

回復期リハビリテーション医療に携わる様々な専門職で事例検討を行い、リハビリテーション医療における地域連携拠点として機能発揮するための課題抽出や課題解決に向けた方策等の検討を行う。

また、回復期リハビリテーション医療機関同士のネットワーク構築をすることで回復期リハビリテーション医療における相互協力体制の構築を図る。

リハビリテーション推進に係る事業

(1)人材育成

■リハビリテーション提供体制整備のための人材育成

①地域リハビリテーション人材育成事業 ※医療介護総合確保基金にて実施

地域共生社会の実現を目指して、医学的リハビリテーションの知識や技術をベースに、関連する制度やサービス、地域資源について習得し、地域リハビリテーション推進の旗振り役となるリハビリテーション専門職の育成を行う。

<地域リハ人材育成活用推進検討会議>

リハビリテーション専門職に対する実践研修の企画検討や、リハビリテーション専門職の活躍にかかる検討を行う場として設置
関係機関との目的の共有やより質の高い研修の検討、また研修を受けた人材の活用等の検討を行う。

<地域リハビリテーション人材育成研修>

詳細別紙

<修了者へのフォローアップ研修および活動サポート>

5年間の研修修了者に対して、フォローアップ研修を実施しブラッシュアップを図る。
月に1回修了生との交流の場を持つ。また、活動ポートでは、修了生の活動謝金を予算化

<地域リハビリテーション中核人材による地域における障害者スポーツ活性化に向けた協働事業>

総合型地域スポーツクラブの活動に地域リハビリテーション中核人材が協働することで、クラブスタッフの障害者対応の経験値が上がり、障害者が利用し易い地域資源として位置づくとともに、県内の障害者スポーツを活性化、およびスポーツ人口の裾野を拡げることを目指す。

総合型地域スポーツクラブへの活動の参画をとおして、研修修了者の地域活動への参画を促進

(2)連携・協働

■ 関係機関・団体との協働による支援

⑤コミュニケーション支援

難病患者を主な対象としたヒアリングや医療的ケア児（者）を対象とする意思伝達のためのICT機器活用セミナーの内容等を庁内関係課や関係機関と共有、関係者のネットワーク化および事業化

令和5年度より福祉用具センターが開催する「ICTを用いたコミュニケーションに関する協議会」に参画、協議会の関係者と今後の取り組み・体制づくりについて検討

(3)情報提供・啓発

■ 情報の収集・提供

①地域の実態把握と情報の提供

各圏域においてリハビリテーション提供体制が構築できるよう、健康福祉事務所（保健所）が開催する協議会、その他会議等へ参画し専門的助言や情報提供等を行う。

(4)市町・圏域への支援

■ 市町・圏域におけるリハビリテーション提供体制

①地域リハビリテーション情報交換会の開催

市町に勤務するセラピストと広域で活動するセラピストが一同に会して情報共有を図る。また、先駆的な取り組みを行う市町等から講師を招き学習会を開催

②地域リハビリテーション提供体制や介護予防事業やへの支援

県庁や市町の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みや介護予防に向けた取り組み、地域リハビリテーションの推進に向けて実施する会議等へ参画

(5)相談支援

■ リハビリテーションに係る各種相談

①総合相談窓口の設置

リハビリテーションを希望する人、必要とする人が、安心してリハビリが受けられ、地域生活を送れるよう、総合的な相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら支援を実施する。